平成２８年（再ロ）第１００４０号

東京都府中市八幡町２－５－７－７０４

再生債務者　川手　琢矢

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月27日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月６日まで

平成29年１月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第３号

福島市野田町７丁目２番21号

再生債務者　星野　美香

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月13日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月８日まで

平成29年１月18日　福島地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１号

北海道厚岸郡厚岸町宮園４丁目48番地

再生債務者　横田　透

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月15日まで

平成29年１月18日　釧路地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１号

島根県益田市美都町笹倉404番地24、前住所島根県益田市美都町仙道803番地１

再生債務者　村上　隆志

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月６日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月16日まで

平成29年１月19日　松江地方裁判所益田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１０００２号

茨城県古河市小堤2143番地７

再生債務者　湯本　洋一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月18日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（再ロ）第１００２８号

東京都国立市北２－23－３－205（住民票上の住所）大阪府豊中市栗ケ丘町19－９

再生債務者　山田　英樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号

岐阜県下呂市萩原町上村2290番地

再生債務者　三木　俊仁

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月19日

岐阜地方裁判所高山支部再生係

企業年金基金分割公告

ＢＩＪ企業年金基金は分割の認可を受けたので、確定給付企業年金法施行令第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．分割認可年月日　平成29年１月１日

２．分割により設立された基金の名称及び所在地

エスエス製薬企業年金基金　東京都中央区日本橋浜町２丁目12番４号

平成29年１月27日

東京都品川区大崎２丁目１番１号

ThinkParkTower　ＢＩＪ企業年金基金

理事長　相原　修

会社その他の公告

合併公告

平成二十九年一月二十日開催の甲の総代会及び平成二十九年一月二十一日開催の乙の総代会において、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は平成二十九年二月二十八日までにお申し出下さい。上記の期限までにお申し出がないときは、異議のないものと認めます。

以上、消費生活協同組合法第六十八条第四項及び同第六十八条の二第六項の規定により公告します。

平成二十九年一月二十七日

山形県鶴岡市双葉町一三番地四五号

（甲）庄内医療生活協同組合

代表理事　理事長　佐藤　満雄

山形県山形市城西町四丁目二七番地二五号

（乙）やまがた保健生活協同組合

代表理事　理事長　小川　裕

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両法人の理事会及び評議員会の承認決議は平成二十八年十一月三十日に終了しております。

なお、この合併については平成二十九年一月二十三日付で茨城県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月二十七日

茨城県鹿嶋市大字須賀字廣山一三四六番五

（甲）社会福祉法人至福会

理事長　小山　典宏

茨城県潮来市水原字根本一五四九番一

（乙）社会福祉法人一会会

理事長　小山　典宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.oki.com/jp/printing/about-us/ekoukoku/index.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月二十九日

掲載頁　一四〇頁（号外第一六九号）

平成二十九年一月二十七日

東京都港区芝浦四－一一－二二

（甲）株式会社沖データ

代表取締役　波多野　徹

群馬県高崎市西横手町一番地一

（乙）株式会社沖デジタルイメージング

代表取締役　石川　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十九年二月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月五日

掲載頁　四十九頁（号外第一四九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月五日

掲載頁　四十頁（号外第一四九号）

平成二十九年一月二十七日

東京都千代田区神田神保町三丁目七番一号

（甲）株式会社グローヴァ

代表取締役　五石　順一

東京都千代田区神田神保町三丁目七番一号

（乙）株式会社海外放送センター

代表取締役　五石　順一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　二二七頁（号外第一四六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一番一八号

（甲）株式会社サンメディック

代表取締役　遠山　功

群馬県北群馬郡吉岡町大字南下九一六番地

（乙）有限会社ミューズ

取締役　遠山　功